

岐阜市農園 号 外  
平成 19 年 10 月 11 日

各 室 (かい) 長 様

岐阜市農林振興部  
農林園芸振興室長

リーフレット「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」  
について

農薬の取り扱いについては、日頃からご理解とご協力をいただいているところであります。

このほど、国において見出しのリーフレットを作成されました。

このことについて周知いただくとともに、いっそう農薬飛散被害防止にご協力をお願いします。

なお、このリーフレットについては、市内全農家に配布するとともに「広報ぎふ」等により、広く市民に対しても周知する予定です。

農林園芸振興室  
担当 園芸グループ  
水田グループ  
(内線 6205 ・ 6208)

事 務 連 絡

平成19年10月3日

各市町村 農務林務担当課長 様  
環境担当課長 様

岐阜県農政部農業技術課長

岐阜県環境生活部地球環境課長

リーフレット「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」について

標記について、別添写しのとおり、農林水産省及び環境省から連絡がありましたので、ご承知おきいただくとともに、学校（小中学校等）、保育所、病院及び公園や街路樹の管理を行う担当課等についてもご案内いただきますようお願いいたします。

また、本リーフレットの印刷（増刷）について検討しますので、各市町村において、農業者や市民向けなどに配布の要望がある場合は、関係各課調整のうえ、別紙様式（Excel ファイル）により、平成19年10月15日（月）までに農業技術課担当あて電子メールにて報告いただきますようお願いいたします。

なお、検討の結果、増刷して配布する場合は送付予定について個別に連絡します。

担当係	農業技術課 クリーン農業担当		
チーフ	桂川	担 当	井戸
電話番号	058-272-1111 (2846)		
FAX	058-271-6602		

担当係	地球環境課 大気環境担当		
チーフ	渡辺	担 当	永井
電話番号	058-272-1111 (2697)		
FAX	058-271-5719		

写

事 務 連 絡

平成19年9月21日

各都道府県担当課室長 殿

農林水産省消費・安全局

農産安全管理課農薬対策室長

環境省水・大気環境局

土壌環境課農薬環境管理室長

リーフレット「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」について

日頃より、農薬行政の実施について、御理解、御協力をいただいているところです。

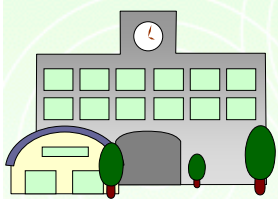
さて、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に隣接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用する場合の、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等への被害の発生防止については、「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところですが、このたび、上記連名通知内容の一層の普及を図ることを目的としたリーフレットを作成し、下記ホームページアドレスに公開しましたので、御活用下さいますようお願い申し上げます。

また、貴自治体内市町村につきましては、貴職から通知くださいますよう併せてお願い申し上げます。

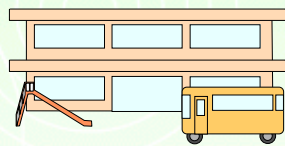
記

リーフレット公開アドレス <http://www.env.go.jp/water/noyaku.html>

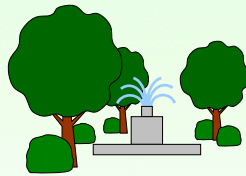
<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>



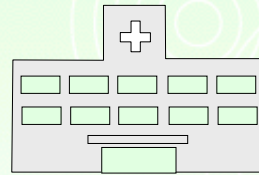
学校



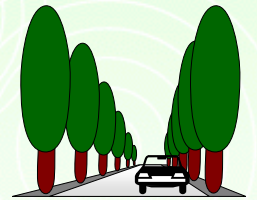
保育所



公園



病院



街路樹

# このような所で、周囲を気にせず 農薬を散布していませんか？



住宅地近隣の農地、市民農園、家庭菜園、森林

## 農薬飛散による被害の発生を防ぐために

学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹及び住宅地に近接する森林等（以下「公園等」と称します）、及び、住宅地に隣接した家庭菜園・市民農園を含む農地の管理にあたっては、農薬の飛散を原因とする、住民や子ども等への健康被害が生じないように、できるだけ農薬を使用しない管理を心がけましょう。また、農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮をしましょう。

注：農薬には、作物や樹木に発生する病害虫の防除を目的に散布するものの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤。芝生等の雑草対策で使用する除草剤なども含まれます。

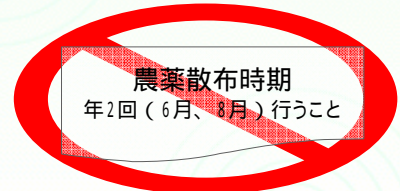
## 農薬使用の回数と量を減らそう

### 病害虫や雑草の早期発見に努めよう

観察や見回りなどを行い、病害虫や被害の早期発見に努めましょう。例えばガの仲間には、ふ化してしばらくは幼虫が集団で行動するものがあります（アメリカシロヒトリ等）。この場合、早期に発見できれば捕殺を容易に行うことができます。一方、発見が遅れると、食害により被害は増加し、幼虫は分散して捕殺が困難になる一方、薬剤の効果が低下する恐れがあります。

### 農薬のスケジュール散布はやめよう

「毎年この時期に散布しているから」といった、病害虫の発生や被害を確認せずに定期的に農薬を散布することはやめましょう。業者に作業を依頼している場合も同様です。



時期だけで散布を行わない

### 栽培前に、病害虫に強い作物や樹木、品種について検討しよう

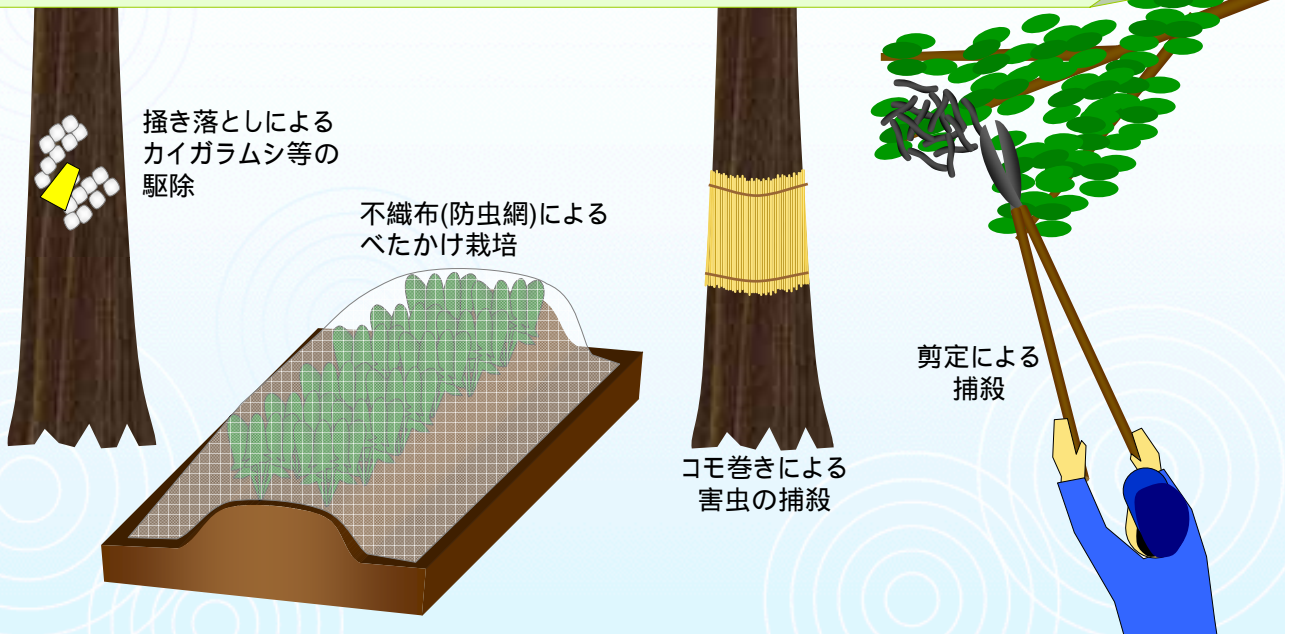
作物や樹木の種類によって、病害虫による被害の発生程度は大きく異なります。さらに、ツバキ等にはチャドクガが発生し、その毒毛により皮膚に湿疹を引き起こすことがあります。病害虫に強い作物や樹木、品種を選んだり、人への被害が予想される樹種を植えないなどよく検討しましょう。

### 連作を避け、適切な土作りや施肥の実施を行おう

同じ土地に、続けて同じ作物を栽培する（連作）と、病害等が発生しやすくなるので避けましょう。また、窒素肥料が過剰になると病害虫が発生しやすくなる傾向があるので、注意しましょう。

### 農薬以外の物理的防除を優先して行おう

特に公園等においては、害虫の捕殺や被害を受けた部分の除去などの物理的な防除を優先し、やむを得ない場合にのみ農薬による防除を選択しましょう。住宅地のそばの農地や家庭菜園などにおいても、防虫網の活用などの物理的防除に取り組みましょう。



# 農薬を使用する場合に守るべきこと

## 飛散しない農薬を選ぼう

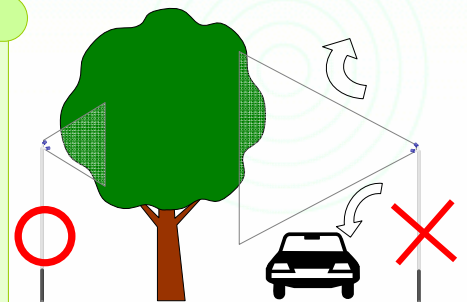
誘引、塗布、樹幹注入や粒剤など、飛散の少ない農薬を活用しましょう。やむを得ず農薬を散布する場合は、害虫の発生箇所だけに散布する等、最小限の区域の散布に留めましょう。



## 農薬の飛散防止に最大限の配慮をしよう

農薬の散布は、風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。特に、近くに学校・通学路がある場合は子どもに影響の出ないように注意しましょう。


粒剤等飛散が少ない農薬や、飛散を抑制するノズルを使用したり、動力噴霧器の圧力を上げすぎないなど農薬の飛散防止を行うとともに、散布作業中は、風向きやノズルの向き等に注意しましょう。



なるべく対象物の近くから、風向きやノズルの向きにも気をつけて散布しよう。

## 農薬はラベルに記載された内容に従って使おう

農薬取締法に基づいて登録された、対象の植物に適用のある農薬を、ラベルに記載された使用方法及び使用上の注意事項を守って使用しましょう。



ラベルの記載例

使用基準（使用方法）はしっかり守る

農林水産省の登録番号があるのを確認しよう

農林水産省登録番号第...号

有効成分: ...30%

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	総使用回数	使用方法
樹木類	アメリカシロヒトリ	2000倍	発生初期	4回	散布
さくら	モンクロナシャチホコ	2000倍	発生初期	4回	散布
つばき	チャドクガ	1500倍	発生初期	4回	散布

注意事項をきちんと読んで守ろう

イラガ類	1000倍	発
タマナヤガ	1500倍	芽

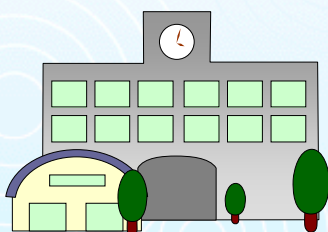
⚠️ 注意事項

- 散布調整液は、できるだけ速やかに...
- アルカリ性の強い石灰硫黄合剤、ボルドー

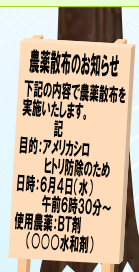
## 事前に十分な周知を行おう

農薬を散布する場合は、事前に周囲に住んでいる方等へ十分な周知を行いましょう。周知内容には、農薬を使用する目的、散布日時、使用農薬の種類を含めましょう。

近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者等にも連絡しましょう。



近隣に学校、通学路がある場合、事前に学校へ連絡



看板による事前の周知

## 散布区域に入らないよう対策を講じよう

公園等では看板による表示などを行い、散布区域に気づかず人が立ち入ることがないように配慮しましょう。



散布区域をコーン等で分け

## 農薬の使用履歴を記録し、保管しよう

農薬を使用した年月日・場所及び対象植物、使用した農薬の種類名または商品名、単位面積当たりの使用量又は希釈倍率について記帳し、一定期間保管しましょう。

農薬使用簿					
月日	場所	対象	剤名	希釈倍数	
月 日	A公園 B区	さくら	C水和剤	1,000倍	
:					

使用履歴の記載例

## むやみな農薬の現地混用は行わない

ラベルに混用に関する注意事項がある場合は必ず守りましょう。  
情報がない組合せでの現地混用や、特に有機リン系農薬同士の混用はやめましょう。



有機リン同士の混用は行わない

農薬に関する諸情報及び飛散防止に関する情報が入手できるホームページ  
「農薬コーナー（農林水産省）」 <http://www.maff.go.jp/nouyaku/>

農薬の適用内容の確認ができるホームページ  
「農薬登録情報検索システム（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）」  
<http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm001.html>

環境における農薬のリスク評価・管理に関する情報が入手できるホームページ  
<http://www.env.go.jp/water/nouyaku.html>

## このリーフレットについてのお問い合わせ先

環境省農薬環境管理室 〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
電話：03（3581）3351（代表）環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>  
農林水産省農薬対策室 〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1  
電話：03（3502）8111（代表）農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/>